

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西金野井春日部線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで 同市下柳字古川端六五五番一	春日部市下柳字古川端六五五番一 地先から	区 間
一五・六〇　　〽 一五・六八	一二・四〇　　〽 一五・六八	敷地の幅員 (メートル)
八・六三		延長 (メートル)
		備考